

「男女共同参画社会」とは・・

男性と女性が、家庭や学校、職場、地域社会などの場において、対等なパートナーとして共に責任を担い、自分の意思ですべての活動に計画から参加しそれぞれの個性や能力を十分に発揮できる社会です。

どうして計画が必要なのでしょう？

社会変化

- ◆少子・高齢化の進展
- ◆家族形態の変化
- ◆ライフスタイルの多様化
- ◆女性の就業形態の変化

国・県

- ◆男女共同参画社会基本法
(H11年制定)
- ◆岐阜県男女が平等に
人として尊重される男女
共同参画社会づくり条例
(H15年制定)
- ◆男女共同参画基本計画
(国 H12年策定)
ぎふ男女共同参画プラン
(県 H11年策定)

中津川市

- ◆国に準じた施策の策定・実施
- ◆国・県に準じたプランの策定
- ◆第一次計画からの継続して取
り組む課題への対応
- ◆新たな課題への対応

基本理念

「あなたとわたしはパートナー
ともに築こうすこやかなかつがわ」

男性と女性が対等な人と人として共に助け合い、責任を分かち合いながら、自分らしくいきいきと暮らすことのできる豊かな社会の実現を目指します